

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画（2023-2027）
作業文書

（１）背景

令和５年４月に、総理が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議」において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」が決定された。これに伴い、食品安全委員会においても、引き続き、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の一層の推進や改善に向け、今後５年間で実施すべきことをより明確にするため、行動計画を策定することが、６月１３日に開催された、第９０２回食品安全委員会にて合意され、その案の作成が薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（WG）に依頼された。

（２）基礎情報

実施期間：2023年４月から2028年３月（2023～2027年度）

実施主体：食品安全委員会、WG、事務局

作業範囲：薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する事項全般

（３）インプット

- ① 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）（参考１）
- ② 食品安全委員会行動計画 2016-2020 のフォローアップ（参考２）
- ③ 打合せ会にて頂戴した御意見のうち、行動計画に含めるもの（机上配布資料１）
- ④ 国際機関、他国・地域（WHO、FAO、OIE、EU、米国、豪州）のアクションプランのうちリスク評価に関連するもの（参考３）

（４）作成方針

行動計画とは、目標を達成するための工程を、具体的なタスクに分け、「いつまでに、誰が、何をするのか」、数字等を交えて計画するフレームワークのこと。概念ではなく、目標達成に向けた具体的な行動が盛り込まれる点が特徴。

①目標を設定し、②具体的な行動を特定し、③優先順位付けを行い、④進捗のモニターを行うことで、必要な行動が着実に実行されるようにする。

ただし、範囲を必要以上に狭めることなく、将来を見据えた目標も含めたいと考えているため、具体的な行動に加えて広く今後の戦略も含める。

(5) スケジュール

2023 年中に決定をする予定

- 7 月 24 日：骨子協議
- 9 月以降：計画案協議
- 10 月以降：決定

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画 2023-2027
（骨子案）

目標 1 食品健康影響評価の推進

アクション	関連項目	実施主体	備考
1. 評価の着実な実施			
（１）2023 年 4 月時点で、家畜に使用する動物用医薬品について、評価要請を受け評価が完了していない抗菌性物質について評価を完了する。	① 4.2 ②	委員会 WG	・ アンピシリン ・ アモキシシリン ・ チアンフェニコール ・ ホスホマイシン ・ アミノグリコシド ・ ツラスロマイシン（WG 済み） ・ バルネムリン
（２）2023 年 4 月時点で、家畜に使用する動物用医薬品について、評価要請を受けていない系統について、評価要請を受け、評価を進める。	① 4.2	委員会 WG	・ キノロン系 ・ ペニシリン系（※） ・ プレウロムチリン系（※） ・ チアンフェニコール系（※） ・ リンコマイシン系（※） ・ セファロスポリン系（第 1、第 2 世代） （※ 一部製剤として評価要請を受けている）
（３）養殖魚に使用するテトラサイクリン系、マクロライド系及びスルホンアミド系について、少なくとも 1 系統について評価を完了する。	① 4.2 ②	親委員会 WG	・ 評価指針を改正及びそれに沿った情報収集 ・ 環境影響の考え方の整理
2. 食品健康影響評価のレビュー			
（１）既存の評価結果のレビューを行い、改善点を洗い出す。		事務局 <u>WG</u>	マクロライド系の結果の統合 交差耐性と重要度ランク 個別製剤の評価と系統評価の統合 MRSA の取扱い
（２）農林水産省が講じたリスク管理措置の効果を確認する	③	事務局 <u>WG</u>	

3. 再評価の検討			
(1) 再評価の必要性を判断する基準を検討する。 (再評価が必要な成分／系統を特定する。)	②	WG	
(2) 適切な場合、系統評価を実施する		委員会 WG	個別成分と系統で評価書が分かれている場合、いずれか一方の評価書のみ改訂される場合があり、もう一方の評価書に新たな知見が反映されないことがある。このため、系統に統一することが望ましい場合は、系統評価に切り替えることを検討
【浅井専門委員】 成分と系統ですか？少し意味が解りません。			
4. 評価指針及び重要度ランクの改正			
(1) 評価指針を改正する	① 4.2	委員会 WG	養殖魚及びハザードの特定（アミノグリコシド系）について少なくとも改正
【浅井専門委員】 (アミノグリコシド系について) 成分ごとに作用部位や耐性遺伝子の違いがあるという理由で良いですか？			
(2) 必要に応じて重要度ランクを改正する	① 4.2	委員会 WG	
5. 評価の考え方の整理			
(1) 少なくとも以下2点について考え方を整理する ・ 薬剤耐性決定因子の伝播 ・ 環境を介した影響		WG	
【浅井専門委員】 ゲノム情報が蓄積されると、病原因子についても情報付加されます。影響評価に関係しますが、気にしなくて良いですか？			

目標 2 科学的知見及び情報の収集

アクション	関連項目	実施主体	備考
(1) 必要な調査・研究事業を実施する。特に以下について検討をする。	① 2.5	事務局	

・薬剤耐性決定因子の伝播 ・養殖魚の評価ポイントの明確化 ・多剤耐性機構（特に共耐性）			
（２）農林水産省や厚生労働省において新たに収集するデータを食品健康影響評価に用いることを検討する。	① 2.5	事務局 WG	耐性菌の全ゲノム解析（家畜と食品とヒトの関係性が判明する見込み）
（３）国際動向を把握する		事務局	コーデックス、OIE、WHO、FAOの動向 抗菌性物質の使用状況（特に各国・機関の重要度ランク）

目標３ リスクコミュニケーションの徹底

アクション	関連項目	実施主体	備考
１． 国民に対する情報提供・普及啓発			
（１）ポータルサイトなどを活用し、食品安全委員会と他省庁等の有する情報を総合的に関連付けながら提供できるようにする	①1.1 ③	事務局	
２． リスク管理機関との調整			
（１）輸入食品を介した薬剤耐性菌の評価について必要性を検討する	③	事務局	リスク管理機関を交えた議論が必要
（２）食品以外の分野（環境等）で、薬剤耐性菌に関する何らかの評価が実施される場合は、その評価内容を明らかにし、食品健康影響評価と整合を図ると共に、活用可能な考え方は取り込む。	③	WG 事務局	

【木村専門委員】

項目立ての過不足について特に私から気づくことはございませんでした。事務局案でよろしいかと存じます。

【早川専門委員】

骨子案につき確認させて頂きました。特にコメントはございません。